

言渡	平成23年12月15日
交付	平成23年12月15日
裁判所書記官	

平成23年（受）第1592号

判 決

[Redacted]

上 告 人

[Redacted]

東京都千代田区丸の内2-1-1

被 上 告 人

アコム株式会社

同代表者代表取締役

木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年（ネ）第7239号不当利得返還請求事件について、同裁判所が平成23年3月28日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決中上告人敗訴部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告受理申立て理由（第6を除く。）について

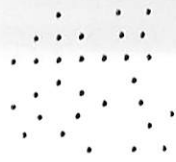
- 1 本件は、上告人が、被上告人との間の継続的な金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条

1 項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被上告人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、被上告人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び民法 704 条前段所定の利息等の支払を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(2) 被告人は、原告人との間で、平成5年8月10日から平成21年11月21日までの間、第1審判決別紙「計算書1」の「借入額」欄及び「返済額」欄記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引を行った（以下、この取引を「本件取引」という。）。

本件取引において、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）として上告人に交付された各書面には、同項6号に掲げる「返済期間及び返

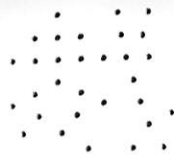


済回数」や貸金業法施行規則（平成１９年内閣府令第７９号による改正前のもの。以下同じ。なお、同改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律施行規則）１３条１項１号チに掲げる各回の「返済金額」（以下、「返済期間及び返済回数」と各回の「返済金額」を併せて「返済期間、返済金額等」という。）に代わるものとして、平成１３年１０月までは、次回の最低返済額とその返済期日の記載がされていたにとどまり、同年１１月以降になって、個々の貸付けの時点での残元利金について最低返済額を毎回の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等の記載（以下「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載」という。）がされるようになった。

（４）本件取引について上告人がした各弁済（以下「本件各弁済」という。）のうち制限超過部分の支払は、貸金業法４３条１項の適用要件を欠き、有効な利息の債務の弁済とはみなされない。本件取引のうち平成１６年１０月１９日以降のものについては、個々の貸付け又は弁済の際に被上告人が１７条書面及び貸金業法１８条１項所定の事項を記載した書面として上告人に書面を交付した事実自体が認められない。

制限超過部分を各貸付金の元本に充当すると、本件取引は、平成１１年３月１７日以降、終始過払の状態が継続していた。

３ 原審は、上記事実関係等の下において、被上告人は、①平成１６年１０月１９日以降に本件取引から発生した過払金の取得については、民法７０４条の「悪意の受益者」であるが、②同日より前に本件取引から発生した過払金の取得については、次のとおり、悪意の受益者であると認めることができないと判断して、上告人の請求を一部認容すべきものとした。



(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情（以下「平成19年判決の判示する特段の事情」という。）があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

(2) リボルビング方式による貸付けについては、貸金業者において、個々の貸付けの際に、17条書面として借主に交付する書面に、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をすべき義務があり、基本契約書の記載と各貸付けの都度借主に交付された書面の記載とを併せても、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がないときは、17条書面の交付があったということとはできない旨を判示した最高裁平成17年（受）第560号同年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁（以下「平成17年判決」という。）が言い渡されるまでは、17条書面に記載すべき事項について下級審の裁判例が分かれており、今回の最低返済額とその返済期日が記載されていれば足りるとする裁判例も相当程度存在し、監督官庁が貸金業法17条1項各号に掲げる事項のうち特定し得る事項のみ記載すれば足りると読むこともできる通達を出していた。

上記事情の下では、平成17年判決が言い渡されるまでは、貸金業者において、リボルビング方式の貸付けにつき借主に17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がないことから直ちに貸金業法43条1

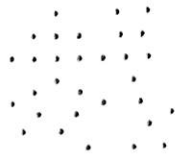


項の要件が否定されるものではないとの認識を有していたとしてもやむを得ないといふべきであり、被上告人が上記認識を有していたことについては、平成19年判決の判示する特段の事情があると認めるのが相当である。

(3) そして、本件各弁済のうち平成16年10月19日より前にされた制限超過部分の支払について、貸金業法43条1項のその余の要件との関係でも、被上告人を悪意の受益者であると推定することはできず、ほかに被上告人が悪意の受益者であると認めるに足りる証拠はない。

4 しかしながら、原審の上記3(2)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 貸金業法17条1項6号及び貸金業法施行規則13条1項1号チが17条書面に返済期間、返済金額等の記載をすることを求めた趣旨・目的は、これらの記載により、借主が自己の債務の状況を認識し、返済計画を立てることを容易にすることにあると解される。リボルビング方式の貸付けがされた場合において、個々の貸付けの時点で、上記の記載に代えて次回の最低返済額及びその返済期日のみが記載された書面が17条書面として交付されても、上記の趣旨・目的が十全に果たされるものではないことは明らかである反面、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をすることは可能であり、かつ、その記載があれば、借主は、個々の借入れの都度、今後、追加借入れをしないで、最低返済額を毎回の返済期日に返済していった場合、いつ残元利金が完済になるのかを把握することができ、完済までの期間の長さ等によって、自己の負担している債務の重さを認識し、漫然と借入れを繰り返すことを避けることができるのであるから、これを記載することが上記の趣旨・目的に沿うものであることは、平成17年判決の言渡し日以前であっても貸金



業者において認識し得たというべきである。

そして、平成17年判決が言い渡される前に、下級審の裁判例や学説において、リボルビング方式の貸付けについては、17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がなくても貸金業法43条1項の適用があるとの見解を採用するものが多数を占めていたとはいえないこと、上記の見解が貸金業法の立法に関与した者によって明確に示されていたわけでもないことは、当裁判所に顕著である。

上記事情の下では、監督官庁による通達や事務ガイドラインにおいて、リボルビング方式の貸付けについては、必ずしも貸金業法17条1項各号に掲げる事項全てを17条書面として交付する書面に記載しなくてもよいと理解し得ないではない記載があったとしても、貸金業者が、リボルビング方式の貸付けにつき、17条書面として交付する書面には、次回の最低返済額とその返済期日の記載があれば足り、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がなくても貸金業法43条1項の適用が否定されるものではないとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといふことはできない。

そうすると、リボルビング方式の貸付けについて、貸金業者が17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしない場合は、平成17年判決の言渡し日以前であっても、当該貸金業者が制限超過部分の受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有することに平成19年判決の判示する特段の事情があるといふことはできず、当該貸金業者は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

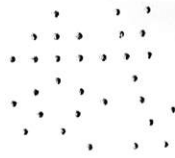


(2) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件取引において17条書面として上告人に交付された各書面には、平成13年10月までは、次回の最低返済額とその返済期日の記載があったにとどまり、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がなかったというのであるから、被上告人において平成19年判決の判示する特段の事情があるということはできず、被上告人は、この時期までに本件取引から発生した過払金の取得につき悪意の受益者であると推定されるものというべきであり、この推定を覆すべき事情は見当たらない。

そして、同年11月以降は、本件取引において17条書面として上告人に交付された各書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がされるようになったが、それより前から本件取引は継続して過払の状態となり貸金債務は存在していなかったというのであるから、同月以降は、利息が発生する余地はなく、この時期にされた制限超過部分の支払につき貸金業法43条1項を適用してこれを有効な利息の支払とみなすことができないことは明らかである。そうすると、本件取引につき、同月以降、17条書面として交付された書面に上記の記載があったとしても、被上告人がそれまでに発生した過払金の取得につき悪意の受益者である以上、この時期に発生した過払金の取得についても悪意の受益者であることを否定することはできない。

なお、記録によれば、同月より前の一時期、被上告人が確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がされた書面を17条書面として上告人に複数回交付したことがうかがわれるが、このような事実があったとしても、上記の結論は左右されない。

よって、被上告人は、平成16年10月19日より前に本件取引から発生した過



払金の取得につき、民法704条の「悪意の受益者」であるというべきである。

5 以上によれば、平成16年10月19日より前の過払金の取得につき被上告人は悪意の受益者であると認めることができないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。

そして、以上説示したところによれば、同部分に関する上告人の請求は理由があり、これを認容した第1審判決は正当であるから、上記部分につき、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	宮	川	光	治
裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	金	築	誠	志
裁判官	横	田	尤	孝
裁判官	白	木		勇